

本号で公布された条例のあらまし

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十八号）（人事課）

一 趣旨

令和六年十月十七日付けの埼玉県人事委員会の職員の給与についての勧告及び報告を踏まえ、職員の給与の改定等をするための改正

二 内容

- (一) 給料表を若年層に特に重点を置いて引上げ
- (二) 期末・勤勉手当の支給割合の引上げ
- (三) 会計年度任用職員の報酬改定に係る規定の整備

三 施行期日

公布の日。ただし、(二)の令和七年度以降の期末・勤勉手当の支給割合は令和七年四月一日